有明地域医療構想調整会議〔第5回〕 次 第

日 時:平成30年12月10日(月)

午後7時 ~ 午後8時30分

場 所:県北玉名地域振興局4階大会議室

開会

議事 <目安 合計40分>

「協議の進め方」に係る審査部会(検討部会)の設置について 【資料1】

「荒尾市医師会地域医療構想審査部会」について

「玉名郡市医師会地域医療構想検討部会」について

報 告 <目安 合計50分>

1 地域医療構想調整会議に関する動向について 【資料2】

2 平成30年度病床機能報告について 【資料3】

3 地域医療介護総合確保基金(医療分)について 【資料4】

閉会

平成30年度有明地域医療構想調整会議〔第5回〕 委員

(順不同) H30.12.10

	(順不同)		H30.12.10	
No.	氏 名	構成	所属·役職	出欠
1	赤木 純児	公立病院	玉名地域保健医療センター・院長	欠
2	浅田 敏彦	市町行政代表	荒尾市長	出
3	伊藤 隆康	荒尾市医師会 診療所代表	伊藤医院·院長	出
4	犬束 美尚	玉名郡市歯科医師会 副会長	犬束歯科医院·院長	出
5	浦田 誓夫	玉名郡市医師会 会長	浦田医院·院長	出
6	大嶋 壽海	公立病院	荒尾市民病院·事業管理者	出
7	岡本 真哉	玉名郡市医師会 診療所代表	岡本外科医院·院長	出
8	甲斐 親昌	熊本県老人保健施設協会代表	ゆうきの里·施設長	欠
9	川原 延夫	公益社団法人熊本県精神科協会代表	玉名病院·理事長/院長	出
10	藏原 隆浩	市町行政代表	玉名市長	出
11	鴻江 和洋	荒尾市医師会 病院代表	新生翠病院·会長	出
12	鴻江 圭子	熊本県老人福祉施設協議会代表	白寿園·施設長	出
13	志垣 信行	公立病院	和水町立病院·院長	出
14	中野 哲雄	公立病院	公立玉名中央病院·理事長	出
15	中村 光成	荒尾市医師会 在宅医療を担う医療機関代表	西原クリニック・院長	出
16	野中 理佳	熊本県看護協会 鹿本・有明地区理事	山鹿市民医療センター・看護部長	出
17	馬場 一英	荒尾市歯科医師会 副会長	ばば歯科クリニック・院長	出
18	伴 美紀	熊本県保険者協議会代表	全国健康保険協会熊本支部 企画総務部保健グループ長	出
19	藤瀬 隆司	荒尾市医師会長	荒尾駅前クリニック・院長	出
20	星野 輝彦	熊本県薬剤師会玉名支部 支部長	ハッピー薬局	出
21	前田 移津行	市町行政代表	玉名郡町村会長	出
22	安成 英文	玉名郡市医師会 在宅医療を担う医療機関代表	安成医院·院長	出
23	山田 耕太郎	熊本県薬剤師会荒尾支部 支部長	長洲きんぎょ薬局	出

平成30年度 有明地域医療構想調整会議〔第5回〕 委員配席図

	鴻江(和) 委員	鴻江(圭) 委員		藤瀬委員	志垣 委員	中野委員	
	0	0	副議長	議長	0	0	
藏原 委員						0	中村 委員
川原 委員						0	野中 委員
岡本 委員						0	馬場 委員
大嶋 委員						0	伴 委員
浦田 委員							星野 委員
犬束 委員							前田 委員
伊藤 委員						0	安成 委員
浅田 委員							山田 委員
		事務局(熊本県有明保健所・医療政策課)					
Г	(有明保健所)	(有明保健所)	(有明保健所)		(医療政策課)	(医療政策課)	
	(有明保健所)	(有明保健所)	(有明保健所)	(有明保健所) 常田 課長	(有明保健所)	(医療政策課)	黒木主任主事報道機関席

有明地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、有明構想区域(以下「構想区域」という。) に有明地域医療構想調整会議(以下「有明地域調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 有明地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の 事項について協議する。
 - (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
 - (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
 - (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
 - (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
 - (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

- 第3条 有明地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係 者等で構成する。
- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

- 第4条 有明地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。
- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、有明地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 有明地域調整会議は、議長が招集する。
- 2 有明地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取すること ができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、有明地域調整会議における意見をまとめて、 熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。 (庶務)

第7条 有明地域調整会議の庶務は、熊本県有明保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有明地域調整会議の運営に関し必要な事項は、 議長が委員に諮って定める。

附則

この要綱は、平成29年 7月 11日から施行する。